



届出・手続き

戸籍・住民登録

問 住民生活課 住民係 ☎64-1102(内線124,125)

- ◆ 戸籍に関する届出
- ◆ 住民異動に関する届出
- ◆ 印鑑登録
- ◆ 各種証明書の発行

🌸 戸籍に関する届出

種類	届出期間	届出人	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母など	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 母子健康手帳 父母の健康保険証 届出人の印鑑(任意)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族 (いない場合は同居人・家主など)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書 届出人の印鑑(任意)
婚姻届	届出の日から法律上の効力が発生	夫・妻	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(町内に本籍がない場合) 証人(18歳以上の方2名)の署名 夫妻双方の印鑑(任意)
離婚届	届出の日から法律上の効力が発生 (裁判離婚の場合は離婚成立の日から10日以内)	夫・妻 (裁判離婚の場合は申立人)	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(町内に本籍がない場合) 証人(18歳以上の方2名)の署名(協議離婚の場合) 審判書や判決の謄本など(裁判離婚の場合) 夫妻双方の印鑑(任意)
養子縁組届	届出の日から法律上の効力が発生	養親および養子 (養子が15歳未満の場合は法定代理人)	<ul style="list-style-type: none"> 養親および養子の戸籍謄本各1通(町内に本籍がない場合) 家庭裁判所の許可書(未成年を養子とする場合) 証人(18歳以上の方2名)の署名 届出人の印鑑(任意)
転籍届	届出の日から法律上の効力が発生	戸籍筆頭者および配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(他の市町村に転籍する場合) 戸籍筆頭者および配偶者の印鑑(任意)

※上記届出の際、本人確認を行いますので官公署が発行した顔写真付きの本人確認資料(運転免許証・マイナンバーカードなど)をご持参ください。

🌸 住民異動に関する届出

種類	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	引っ越してきた日から14日以内	本人または転入後の同一世帯員 (代理人の場合は委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書 持ち家の場合、新しい住所の番地と所有者が確認できる書類 借家の場合、契約書または所有者の同意書 マイナンバーカード 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方のみ)
転出届 (町外へ引越し)	引っ越す日の前後14日以内	本人または転出後の同一世帯員 (代理人の場合は委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証(加入者のみ) 印鑑登録証(登録者のみ)
転居届 (町内で引越し)	引っ越した日から14日以内	本人または転居前の同一世帯員 (代理人の場合は委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証(加入者のみ) マイナンバーカード 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方のみ)

※上記届出の際、本人確認を行いますので官公署が発行した顔写真付きの本人確認資料(運転免許証・マイナンバーカードなど)をご持参ください。



届出・手続き

印鑑登録

種類	申請する人	必要なもの
印鑑登録申請	本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 官公署が発行した写真付きの本人確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
印鑑登録廃止・亡失申請	本人	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(カード) 登録している印鑑 官公署が発行した写真付きの本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※印鑑登録証や登録印の紛失・盗難の場合は、ただちに「廃止申請」を行ってください。

各種証明書の発行

種類	手数料	申請時の注意事項
住民票	300円	<ul style="list-style-type: none"> 同一世帯でない場合は委任状が必要です。 直系血族以外の人は交付に制限があります。
戸籍謄本(抄本)	450円	
除籍謄本	750円	
原戸籍謄本	750円	
戸籍の附票	300円	
身分証明書	300円	
印鑑登録証明書	300円	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(カード)をご持参ください。 代理人の方でもカードがあれば交付できますが、申請書に登録者の住所・氏名・生年月日を記入していただきます。

※平日役場に来られない方には、本人の住民票と印鑑登録証明書については、電話による予約で証明書を休日に交付できます。

※本籍地が遠方であり、役所に戸籍等を取りに行くのが困難な場合は、郵送で申請する方法があります。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度

住民票の写しや戸籍謄本などを本人等の代理人や第三者に交付した場合に、役場からあらかじめ登録された本人宛てに、その事実をお知らせする制度です。

